

# 長崎大学統合感染症研究棟共同研究開発スペース利用規程

令和8年3月30日

規程第30号

## (趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学パンデミック総合研究センター規則（令和7年規則第33号）第16条の規定に基づき、長崎大学統合感染症研究棟共同研究開発スペース（以下「共同研究開発スペース」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 長崎大学統合感染症研究棟は、医学領域と獣医学領域の融合をはじめとする広い学問領域の融合を促進し、長崎大学（以下「本学」という。）が国際的に優位性を有する感染症研究のさらなる高度化を図るとともに、ポストコロナ時代における感染症研究を牽引する拠点として整備するものであり、共同研究開発スペースは、学内外の研究者が広く利用できるものとし、国内外の感染症研究の拠点となることを目的とする。

## (管理運営責任者)

第3条 共同研究開発スペースの管理運営責任者は、長崎大学パンデミック総合研究センター長（以下「センター長」という。）とする。

## (利用資格)

第4条 共同研究開発スペースを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 感染症に関する研究分野の研究を行う本学との共同研究の実績がある又は予定がある民間企業、教育機関、研究機関、国の機関、地方公共団体その他の外部の機関
- (2) その他センター長が共同研究開発スペースを利用させることが適当であると認めたもの

## (利用申請等)

第5条 共同研究開発スペースの利用を希望する者は、所定の利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、前項の利用申請があったときは、長崎大学パンデミック総合研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 前項の運営委員会による決定においては、次の各号に掲げる事項をもって判断するものとする。

- (1) 第2条に定める目的に合致する研究を遂行するものであること。
- (2) 感染症に関する研究分野の研究を遂行するものであること。
- (3) 利用計画の妥当性があること。

## (利用計画の変更)

第6条 前条の規定により利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、共同研究開発スペースの利用計画に重要な変更を加えようとするときは、センター長に当該変更を申請しなければならない。

2 センター長は、前項の変更申請があったときは、運営委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

（利用許可の取消し等）

第7条 センター長は、利用者がこの規程に違反したときは、運営委員会の議を経て、利用の許可を変更し、若しくは取り消し、又は利用を中止させることができる。

2 前項のほか、センター長は、本学において特に必要が生じたとき又は共同研究開発スペースの運営上特に必要があるときは、運営委員会の議を経て、利用の許可を変更し、若しくは取り消し、又は利用を中止させることができる。

（利用期間等）

第8条 共同研究開発スペースを利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、原則として3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めた場合は、運営委員会の議を経て、3年以内の期間で利用期間を更新することができるものとし、その後も同様とする。

3 利用者は、利用を終了若しくは中止したとき、又は利用許可を取り消されたときは、自己の負担において速やかに利用場所を原状回復した上で、明け渡さなければならない。ただし、センター長が原状回復を要しないと判断した場合は、この限りではない。

（経費の負担）

第9条 利用者は、施設利用料及び光熱水料を負担しなければならない。

2 前項の負担額については、施設利用料は1平方メートル当たり月額3,000円（消費税及び地方消費税含む。）とし、光熱水料は使用量に応じて算出した金額とする。

（経費の徴収）

第10条 利用者は、施設利用料及び光熱水料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の施設利用料及び光熱水料は、返還しない。

（実験等の許可）

第11条 利用者は、次の各号に掲げる実験等を行おうとするときは、本学の職員を当該実験等の責任者（以下「実験責任者」という。）としなければならない。

- (1) 病原体等を取り扱う実験等
- (2) 動物実験等
- (3) 遺伝子組換え実験

2 実験責任者は、前項各号に掲げる実験等で共同研究開発スペースを利用しようとするときは、事前に所定の申請書等をセンター長に提出し、その許可を得た後、学長に申請し、承認を受けなければならない。

(設備等の設置)

第12条 共同研究開発スペースにおける研究上必要な設備等の設置は、利用者が行うものとする。

(遵守事項)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 許可された目的以外の用途で共同研究開発スペースを利用しないこと。
- (2) 施設及び備品を常に善良な管理者の注意をもって利用すること。
- (3) 共同研究開発スペースの利用に際し、本規程のほか、関係法令等及び本学の諸規則を遵守すること。
- (4) 施設内において行われる業務の安全確保に努めること。
- (5) 研究等の遂行上、施設等に変更を加えるときは、事前にセンター長の許可を得ること。
- (6) 前号の変更にかかる費用を負担すること。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、故意又は過失により、共同研究開発スペースの施設及び設備を損傷し、若しくは滅失し、又はこの規程に違反したことにより損害を与えたときは、これを原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 天災等の本学の責めに帰することのできない事由により利用者に損害が生じたときは、本学はその責めを負わない。

3 共同研究開発スペースの施設及び設備の不良等に起因する損害の賠償については、本学と利用者との間で協議して決定するものとする。

(事務)

第15条 共同研究開発スペースの利用に関する事務は、研究推進部感染症研究支援管理課において処理する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究開発スペースの使用、管理等の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。